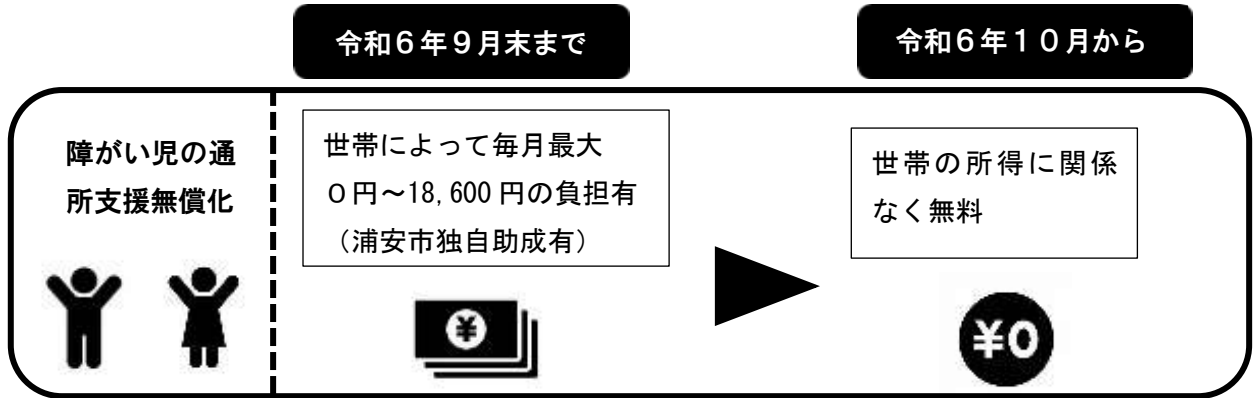


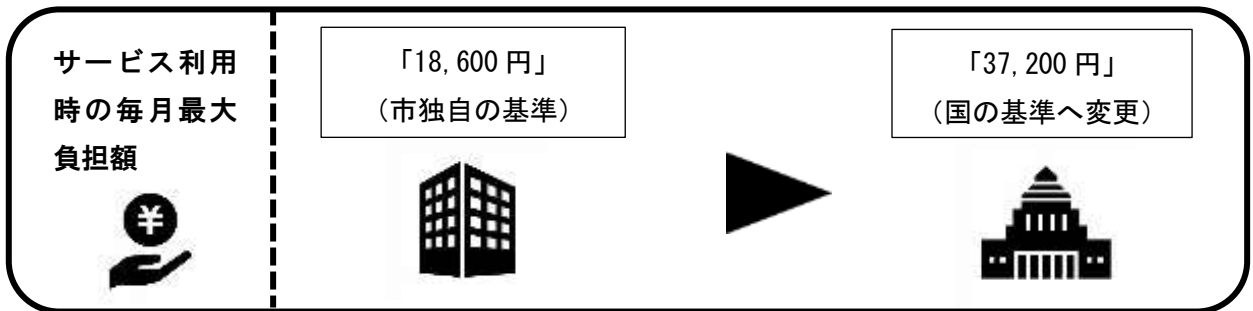
# 令和6年10月より 児童通所が無償化

# 令和7年1月より 福祉サービス負担額が変わります

令和7年1月より一部の助成制度を廃止、令和6年10月より新たな助成制度を創設しますので、お知らせします。



※18歳未満の方については変更ありません



※国基準への変更に伴い、還付金制度も廃止となります

※非課税世帯の方につきましては負担額の変更がありません

上記に伴い、地域生活支援事業や介護給付費等の負担額も変更になります。

裏面もご確認下さい

## 令和6年10月1日～

### ○障害児通所支援無償化について

- ・現在、利用者負担額を市独自制度で半額助成しているところですが、令和6年10月1日以降のサービス利用分から全額助成します。（事業所からの請求が0円になります）
- ・現在、既にサービス支給決定を受けている方は、本件にかかる申請は不要です。

(五)

利用者負担に関する事項	
負担上限月額	4,600円
適用期間	令和5年から令和6年まで
食事提供体制加算対象者	該当
適用期間	令和5年から令和6年まで

通所受給者証に記載されている、こちらの記載額に関わらず、障害児通所支援に係る利用者負担額を浦安市の助成により0円とします。

## 令和7年1月1日～

### ① 地域生活支援事業の利用者負担額が変更となります

移動支援事業・日中一時支援事業・重度障がい者等就労支援特別事業・重度訪問介護  
利用対象者大学修学支援事業

世帯の収入状況	(旧) 令和6年12月末まで	(新) 令和7年1月から
生活保護受給世帯 市民税非課税世帯	0円	変更なし
市民税課税世帯	半年に一度、他の障がい福祉サービス等の利用者負担額と合算して、18,600円を超える額を還付	1月当たり一事業所につき最大18,600円まで負担…①

### ② 半年に一度、障がい福祉サービス全体での利用者負担額を合算した還付

(総合上限の還付) がなくなります

介護給付費等、補装具費、地域生活支援事業、一時ケアセンターの緊急時使用料

世帯の収入状況	(旧) 令和6年12月末まで	(新) 令和7年1月から
総合上限還付の終了 (令和7年1月サービス利用分～)	半年に一度、他の障がい福祉サービス等の利用者負担額と合算して、18,600円を超える額を還付	還付なし…②

(注) 日常生活用具については、2品目以上の決定でも利用者負担上限月額18,600円に変更はありません。世帯の収入も18歳以上の場合は、「障がい者本人のみの所得」で算定します。ただし、他の障がい福祉サービスと合算した際の還付はなくなります。

#### 【問い合わせ先】

介護給付費等助成事業・地域生活支援事業・児童無償化について

浦安市福祉部障がい事業課障がい事業係 電話 047-712-6397 (直通) F A X 047-355-1294

メール shougaijigyoku@city.urayasu.lg.jp

日常生活用具 補装具費について

浦安市福祉部障がい福祉課支援係

電話 047-712-6393 (直通) F A X 047-355-1294

メール syougai Fukushi@city.urayasu.lg.jp